

議案第162号

大阪市港営事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市港営事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号ア中「4基」を「2基」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

港営事業の事業計画を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
{ 太字は改正

大阪市港営事業の設置等に関する条例 (抄)

(経営の基本)

第3条 省 略

2 港営事業の事業計画は、次のとおりとする。

(1) 港湾施設提供事業

ア 荷役機械 4基  
2基

イ 省 略

(2) 省 略